

東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）
「対応の方針」（素案）に係る三鷹市の要望書
～北野の里（仮称）の創出に向けて～

三 鷹 市
平成 21 年 3 月

目 次

1 総論	・・・ P 1
2 個別課題への対応に係る要望	
(1) 交通	・・・ P 3
ア 都市計画道路の迅速な整備	
イ 東八道路インターチェンジ周辺の交通対策	
ウ 生活道路の交通対策	
(2) 環境	・・・ P 5
ア 環境監視体制の確立	
イ 大気質（換気所への対応）	
ウ 騒音	
エ 地下水	
(3) まちづくり	・・・ P 7
ア 蓋かけ部の上部利用（北野の里（仮称）の創出に向けた対応・支援）	
イ 都市農地の保全（農業環境の保全及び活性化の支援）	
ウ 良好な住環境等の維持及び創出	
エ 吉祥寺通り及び北野中央通りの分断に対する対策	
オ 仙川の親水公園化	
(4) 安全・安心	・・・ P 10
ア 安全・安心の空間整備	
イ 防災のまちづくり	
(5) 工事中	・・・ P 10
ア 工事中の安全性の確保及び環境負荷の低減	
(6) 用地・補償	・・・ P 11
ア 代替農地の確保	
イ 居住者への対応	
(7) 計画検討の進め方	・・・ P 11
ア 総合推進組織・窓口の設置	
イ 市民と協働のまちづくりの推進	
ウ 将来交通需要予測の情報提供	
エ 地上部街路「外環ノ2」への適切な対応	
オ 不測の事態への対応	
カ 都市計画変更案に係る42項目の意見書の反映	

東京外かく環状道路（関越道～東名高速間） 「対応の方針」（素案）に係る三鷹市の要望書

1 総論

東京外かく環状道路計画は、従来の高架構造方式を変更し、地上への影響が比較的に少ない地下方式を採用したこと、また、東八道路インターチェンジ計画については、ジャンクションと一体構造として、東八道路北側への影響を極力回避するなど、地域環境への影響に配慮した計画案である。三鷹市では一定の評価をし、都市計画の変更について、既に条件を付して同意をしている。

三鷹市としては、これまで外環計画が地域に与える影響と対策について、平成19年1月に、42項目からなる「東京外かく環状道路の都市計画変更案に係る三鷹市の意見書及び要望書」等を国及び東京都へ提出した。この中で、ジャンクション上部の利用や周辺部のまちづくりについては、ワークショップなど市民の創造的な参画を可能とする手法の導入を図り、関係機関及び市民との協働によるまちづくりを推進すべきである旨の要望をした。

国及び東京都はこれを受け、平成20年の8月と9月の4日間(延べ約20時間)にわたり、三鷹市と共に「中央ジャンクション三鷹地区検討会」を開催したことは、地元自治体の要望を真摯に受け止めた誠意ある対応であると認識するものである。

検討会では、参加者からジャンクション周辺のまちづくりや環境への影響などの課題が抽出されるとともに、その課題解決に向けた具体的な対策などが提案され、交通や環境対策に加え、特にジャンクション上部の利用方法や農地の保全についての創造的な意見が多く出された。その結果は、同年11月に「実施報告書」として国・東京都と三鷹市に提出されたところである。

国及び東京都は、「実施報告書」の内容を検討し、現段階における市民の意見に対する国及び東京都の考え方として、「対応の方針」（素案）を平成21年1月に公表した。

この「対応の方針」（素案）は、ジャンクション上部の整備、農地の保全の仕組みづくり及び環境の監視体制等を検討することなど、外環計画が地域に与える影響を極力軽減し、周辺のまちづくりを進めるうえで、基本となる内容が含まれたものであり、現段階での国及び東京都の対応としては、十分に誠意を示したものであり、三鷹市としては評価できるものと考えている。

しかしながら、検討すべき課題は多岐にわたっており、周辺地域に係る影響を軽減し、良好な環境の維持・創出を図るには、さらに可能な限り市民の意見を反映し、市民が納得する、より具体的な「対応の方針」とする必要がある。

また、三鷹市としても、今後、中央ジャンクション周辺地域におけるまちづくりの方針を検討するにあたり、「三鷹市土地利用総合計画2010」において示す中央ジャンクション周辺地域の土地利用ゾーニングである「農住調和形成ゾーン」という

考え方を基本としていきたい。土地利用が転換されるジャンクション区域や都市計画道路整備などに係るまちづくりについては、「緑と農のある風景」という地域特性を活かした拠点となるよう、言わば“北野の里（仮称）”と呼べるように面的な整備の展開が求められる。本要望書は、そうしたまちづくりの展望に基づく内容について取りまとめた。三鷹市としては、その具現化を求めていきたいと考えている。

今後、国及び東京都が「対応の方針」を策定するにあたり、本要望書の要望事項について、できる限り同方針に反映させるとともに、素案からさらに踏み込んだ具体的な内容を盛り込むなど、最大限誠意ある対応を図るよう求めるものである。

2 個別課題への対応に係る要望

(1) 交通

ア 都市計画道路の迅速な整備

現在、三鷹市における都市計画道路の整備率は、約 40.5%（平成 20 年 3 月 31 日現在）であり、近隣市と比較しても低い状況である。特に、中央ジャンクション周辺の都市計画道路は、外環計画が長期間凍結されていたため大部分が未整備となっており、検討会参加者からも、外環道の供用開始までに東八道路インターチェンジに通ずるアクセス道路の整備が完了できるのか等の懸念する意見が多く寄せられた。

そこで「対応の方針」（素案）において、事業者である東京都が東八道路インターチェンジ周辺の都市計画道路の具体的な整備方針を示したこと、国が東京都や区市に対し可能な限り支援する方針を示したことについて、市は評価しているところである。

三鷹市は、外環本線の整備を進めるにあたり、中央ジャンクション周辺の都市計画道路等の整備を進めることは、良好な環境を保全するため、必須の事業として捉えている。特に、現在、東京都が事業着手している調布保谷線、東八道路・放射 5 号線など南北と東西の軸となる路線については、外環本線の供用開始までに整備を完了することは必須の前提条件として考えている。

また、今後、東八道路インターチェンジにアクセスする交通の適切な処理を担保するため、「多摩地域における都市計画道路の整備方針」において優先的に整備すべき路線のうち、三鷹 3・4・12 号線の一部区間（東八道路から人見街道間）の事業実施や、連雀通り～人見街道（放射 5 号まで）の交通安全事業など、「都市計画変更案に係る三鷹市の意見書」において要望している周辺の都市計画道路等の整備について、市及び関係機関との協議を進め、優先順位を決めるなど、計画的に整備を完了することを要望する。

市が要望している事業のうち、「対応の方針」（素案）に整備の方針が示されていない以下の事業については、具体的な整備について市と協議し、事業実施に向けて取り組むことを要望する。

＜要望する事業（図一1 参照）＞

- ・三鷹 3・4・11 号線については、三鷹 3・4・13 号線（新川二丁目交差点）を起点として事業を実施すること。
- ・市内の主要な東西幹線道路である連雀通り～人見街道（放射 5 号まで）への安全な歩道の整備、右折レーンの整備、交差点改良など交通安全事業を実施すること。
- ・人見街道の交通安全事業と連携させながら三鷹 3・4・12 号線の東八道路から人見街道間の都市計画事業を実施すること。
- ・三鷹市が施行中である三鷹 3・4・13 号線（人見街道～連雀通り）については、早期完成に向けた財政的支援を行うこと。

なお、周辺の都市計画道路の整備が大幅に遅れるなどの原因により、環境、交通、安全などについて、地域に大きな影響を与えることが判明した場合には、本線供用の開始について万全の対策を施すまで、東八道路インターチェンジの開設を延期するなどの処置を講じることを要望する。

インターチェンジ周辺の都市計画道路等の整備

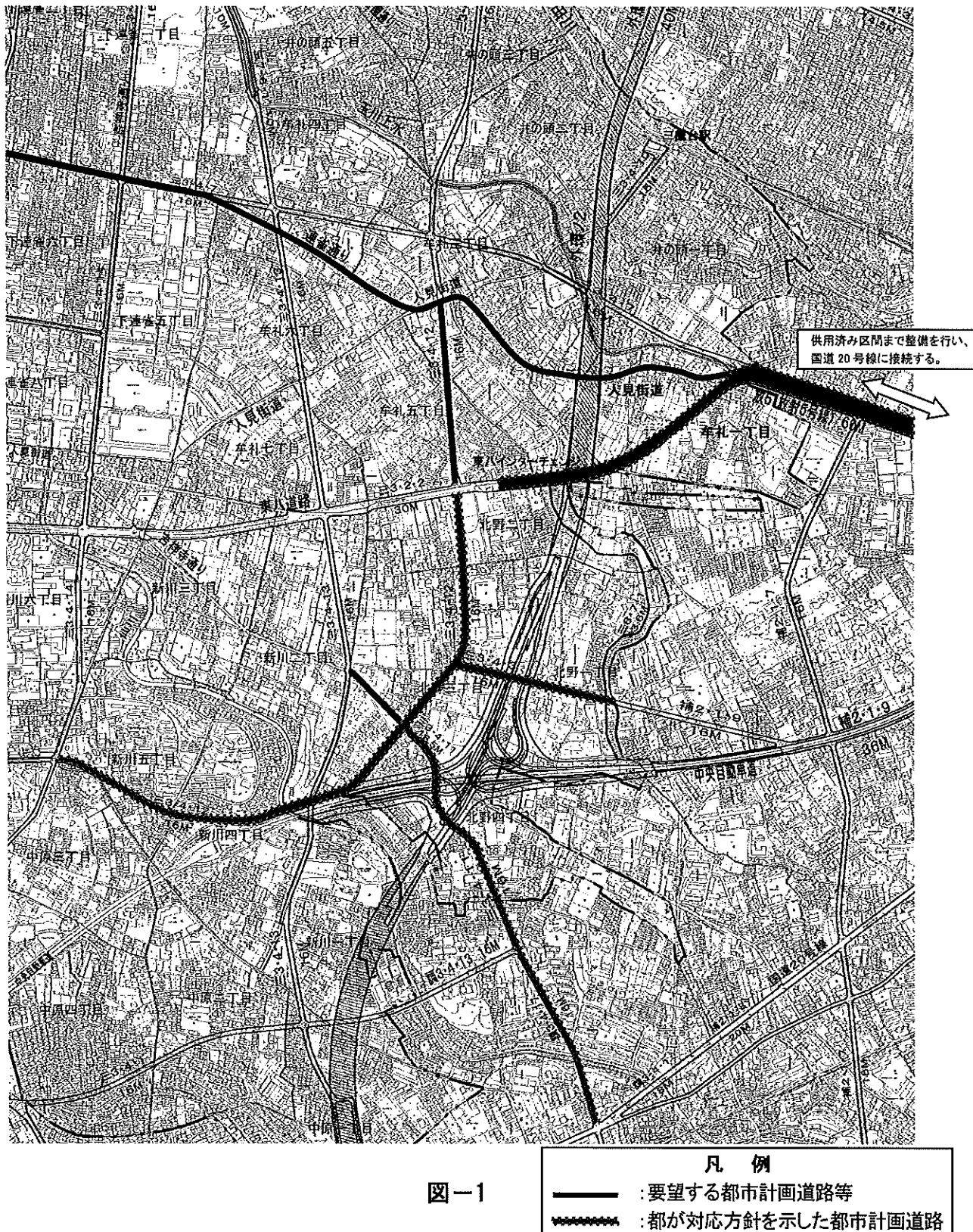


図-1

凡例

- : 要望する都市計画道路等
- : 都が対応方針を示した都市計画道路

イ 東八道路インターチェンジ周辺の交通対策

「対応の方針」（素案）において、東八道路インターチェンジの交通集中を分散させるため、中央道高井戸インターチェンジ下り線オンランプの早期整備に取り組むことへの方針を国が示したことについて、市は一定の評価をしているところである。

しかしながら、東八道路インターチェンジ周辺の交通対策についての回答は不十分だと言える。検討会参加者からも、東八道路インターチェンジ出入り口周辺については、利用交通の増大などの影響による大気質や騒音などの環境悪化を危惧する意見が多く出された。そこで、東八道路からインターチェンジへ流出入する車の渋滞の緩和を図ることにより、騒音や大気汚染を低減する効果が期待できることから、検討会で提案された「東八道路インターチェンジの立体化」等、東八道路とインターチェンジの接続部に係る交通対策について積極的に検討し、市とも十分に協議を進めることを要望する。

ウ 生活道路の交通対策

東八道路インターチェンジが開設されることにより、東八道路インターチェンジを利用する車両が幹線道路の渋滞を迂回して、生活道路に流入すること等が懸念される。

「対応の方針」（素案）において、東八道路インターチェンジ及びその周辺における大型車規制や交通規制を行う等、総合的な交通規制に取り組む方針を国が示したことについて、市は現時点での誠意ある回答として受け止めている。

この対策を進めるにあたり、市が生活エリア内の速度規制やハンプ、狭さく等の設置による通過交通規制及び歩行空間のバリアフリー化などの整備を「くらしのみちゾーン」等の事業制度の活用により事業を実施する際には、財政的な面を含めて制度の活用に向けて可能な限りの支援を要望する。

また、居住者の意向を確認しながら、市と協働して車両規制や一方通行化等の安全対策を関係機関と積極的に調整を図ることについても、併せて要望する。

（2）環境

ア 環境監視体制の確立

「対応の方針」（素案）において、環境の監視体制の方針として、事業の実施により、現段階で予測し得なかつた著しい影響が見られる場合には、迅速な情報提供を行うとともに、環境に及ぼす影響を調査し、関係市区と調整し対策を実施すること、また、外環事業の実施段階における環境影響の把握については、大気質、騒音、振動、地下水など環境影響評価の項目に応じて、工事の施工中及び完了後に環境に与える影響を把握できるよう調査を実施していくことを国が示したことについて、市は評価している。

しかしながら、中央ジャンクション周辺地域では、換気所や掘割部、利用交

通の増大などの影響による大気質や騒音などの環境悪化が危惧されるとともに、大深度地下等を活用した本線及びランプなど地下部分の構造物により、地下水への影響を懸念する意見が検討会参加者から多く寄せられている。国は、このような意見を真摯に受け止め、市民の環境に対する不安を取り除くため、より具体的で継続的な取り組みについて示すことが必要である。

そこで、中央ジャンクション周辺地域の環境保全を図るための具体的な取り組みとして、大気質、騒音、地下水及び交通等について、継続して常時観測可能な装置を設置するなど、観測体制を整備するとともに、結果を即時に表示するシステムや記録を閲覧できる監視システムを構築すること、また、更新されるデータを定期的に分析し、わかりやすく公表すること。さらに、分析結果により新たな事実が判明したときは、その事実についても速やかに公表を行うとともに、必要な対策を実施すること等を要望する。

また、監視システムを構築し、運営するにあたり、学識経験者や関係市区の環境担当者を含む総合的な環境監視体制を確立するよう要望する。

イ 大気質（換気所への対応）

三鷹市域に計画されている2箇所の換気所は、地域にとっていわゆる「迷惑施設」であり、市としても設置を望まない施設であるが、計画どおり換気所が整備される場合には、地域への影響を最小限とすることが前提となる。

「対応の方針」（素案）において、最新の処理技術である低濃度脱硝装置の性能を把握し、環境負荷の低減効果を検証していく方針を国が示したことについて、一定の評価はする。しかしながら、多くの市民が換気所からの排出ガスによる大気質への影響を懸念している現状において、市は、さらに踏み込んだ具体的な内容を盛り込んだ「対応の方針」とすることを求めるものである。

市内に計画する換気所については、施設の処理技術の高度化、縮小化等とともに、既に中央環状新宿線に設置されている脱硝装置の採用など、環境に対する地域への影響が最小限となるよう最新の処理技術を採用するよう要望する。

また、換気所から発生する窒素酸化物・浮遊粒子状物質について、PM2.5等環境基準項目に含まれない項目が環境に与える影響に関し、環境省における検討状況を国が示したことについては、市は現時点での誠意ある回答として受け止めている。

大気質への影響の懸念を払拭するため、環境影響評価法に基づく環境基準の達成のみに留まらず、一層の安全性の確保と更なる環境負荷の低減に努めることを要望する。

また、換気所については、高さについて再度検討をしているが、故障時の対策や維持管理方法等についても、処理設備の機能低下が生じないよう、適正に対応することとともに、環境に配慮した施設とするよう要望する。

ウ 騒音

「対応の方針」（素案）において、騒音に係る環境保全措置として、排水性舗装の敷設や遮音壁の設置などを実施していく方針を国が示したことについて、市は一定の評価はするが、検討会参加者から懸念する旨の意見のあった東八道路インターチェンジ出入り口付近等の対策については不十分であると考えている。

環境施設帶は、騒音対策等の効果が大きいことから、環境への影響が懸念される東八道路インターチェンジ出入り口付近等については、緑地帯の幅をより広くするなどの十分な環境配慮に努めることを要望する。

また、掘割部の騒音対策については、可能な限り蓋かけを要望するとともに、蓋かけができない箇所については、側壁に遮音パネル等を設置する等、騒音対策に万全を期すことを要望する。

エ 地下水

「対応の方針」（素案）において、地下水位について、モニタリング調査を実施し、結果については適切に公表すること及び、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られる場合には、迅速な情報提供を行うとともに、環境に及ぼす影響について調査し、必要な対策を実施することなどの方針を国が示したことについて、市は評価している。

しかしながら、市内の水道水の約60%を地下水に依存していることから、外環事業による地下水の水質汚染など、水道水への影響について懸念する意見が多く出されている。

地下水への影響については、工事前から、観測井による定期的な水質調査等を実施する等の観測体制を整備するとともに、結果を閲覧できる監視システムを構築すること、また、更新されるデータを定期的に分析し、わかり易く公表すること。さらに、分析結果により新たな事実が判明したときは、その事実についても速やかに公表を行うとともに、必要な対策を実施すること等を要望する。

また、地下水位の変動を低減する対策として「対応の方針」（素案）に示された地下水流动保全工法について、保全効果を懸念する意見が市民から出されている。地下水脈の保全は、環境に係る重要な事項であり、地下水流动保全工法における信頼できるデータを示すとともに、更なる調査・研究を進めることを要望する。

(3) まちづくり

ア 蓋かけ部の上部利用（北野の里（仮称）の創出に向けた対応・支援）

「対応の方針」（素案）において、中央ジャンクション部の事業実施に伴い、現況のコミュニティに影響が生じる箇所について、①分断道路の機能を補完す

る道路や蓋かけ部の有効活用等により影響を極力小さくするよう事業者ができるかぎり蓋かけ整備をすること、②蓋かけ部の上部の整備について、設計段階から、地元の意見を十分聴きながら公園または緑地的な利用が可能となるよう検討すること、③ジャンクション周辺の市のまちづくりへの支援や協力に努めていくことなどの方針を国と東京都が示したことについて、市は誠意ある回答として受け止めている。

この方針を具現化するため、三鷹市の将来像である「緑と水の公園都市」としてふさわしい、北野の「緑と農のある風景」という地域特性を活かした拠点として、言わば“北野の里（仮称）”として、面的な整備が推進できるよう、事業者である国に対し可能な限り蓋かけを実施することを要望する。

また、北野の「緑と農のある風景」を踏まえ、ジャンクション部及びインターチェンジ部の蓋かけ上部（環境施設帯含む）については、事業者である国及び東京都において、市民農園、コミュニティ施設及びスポーツ広場などの施設を配置し、地域のシンボル的な公園（農業公園）として整備することを要望する。

取り組みにあたり、設計段階において市や地域住民など市民の意向を十分反映することや、管理主体を市とすることなどについて、調整しながら進めることを改めて要望する。

イ 都市農地の保全（農業環境の保全及び活性化の支援）

「対応の方針」（素案）において、外環及び周辺都市計画道路の事業実施に伴い減少する農地について、地域の農業者などの意見を聴きながら、代替農地の確保、斡旋及び情報提供並びにそれらに関する仕組みづくりの検討などを実施していく方針を国が示したことについて、市は現時点での誠意ある回答として受け止めている。

検討会においても、事業が実施されることにより、減少する農地の確保を懸念する多くの意見が出され、対策を求められた。そこでさらに、農地保全の対策として、物納された農地の活用や買い取り申し出のあった生産緑地を代替農地として活用するため先行取得する仕組みなど、早い段階から代替農地を確保する仕組みを構築することを要望する。

また、蓋かけ部を活用した都市農業の振興策として、農風景の保全に配慮した施設整備の支援・協力をするとともに、蓋かけの上部に市民農園、農産物の産地直売施設の設置などの支援をすることを要望する。

ウ 良好な住環境等の維持及び創出

当該地区は、「農住調和形成ゾーン」として生産緑地の保全を図りながら、宅地化農地の計画的整備や生活道路の整備などが求められている地域である。また、外環道路計画により、周辺の道路の渋滞、既存の生活道路の分断、住宅

の移転、緑の減少及び適切な土地利用の誘導など多くの課題が生じることとなる。

市は、外環道路計画の進捗にあわせ、適切な生活道路網の再編を進めていくが、その際、ネットワークの形成に不可欠となる都市計画道路の計画的な整備を東京都に要望する。

また、外環道路計画により移転する住宅について、所有者の意向を尊重しながら、一定程度規模を有し、良好な住環境が整った代替地を確保するよう要望する。

さらに、外環道路計画に伴い、整備される蓋かけ部、ジャンクション周辺及び都市計画道路の沿道の土地利用について、「農住調和形成ゾーン」の整備方針に沿って、良好な住環境や農環境等の維持及び創出が図れるよう地区計画や特別用途地区などの制度を活用したまちづくりへの支援を国及び東京都に要望する。

エ 吉祥寺通り及び北野中央通りの分断に対する対策

「対応の方針」（素案）において、吉祥寺通り及び北野中央通りなどの分断対策として、バスルートの確保については、現状を十分把握したうえで、地域住民の意見を聴くとともに、バス事業者など関係機関と協議しながら、機能の確保を検討していく方針を国が示したことについて、市は現時点での誠意ある回答として受け止めている。

検討会でも、ジャンクションが整備されることにより、バス等公共交通機能の確保を懸念する多くの意見が出されている。特に、吉祥寺通り及び北野中央通りについては、地域の貴重なバスルートであるとともに、準幹線道路として地域内交通の集散を担う重要な道路であることから、分断対策として外環沿線に代替ルート（都市計画道路含む）を整備するなど、地域住民の利便性の低下が生じないよう慎重な検討をし、機能確保を図ることを要望する。

オ 仙川の親水公園化

「対応の方針」（素案）において、仙川崖線緑地など地域の既存の樹木にあった植生など自然環境との調和を十分考慮した検討を実施するとともに、人と自然の触れ合いの活動の場を創出することを検討していく方針を国が示したことについて、市は評価している。

中央ジャンクション区域に面した仙川及びその周辺について、地域住民の意見を十分聴き、その意向を尊重し、地域の自然環境との調和を考慮した検討を行い、安全性を確保したうえで自然の触れ合い活動の場としての親水公園化の検討を行うことを要望する。

(4) 安全・安心

ア 安全・安心の空間整備

「対応の方針」（素案）において、高架下や環境施設帯などの治安悪化対策など、安全・安心の方針を国が示したことについて、市は現時点での誠意ある回答として受け止めている。

そこでさらに、方針を具現化するため、環境施設帯を含む蓋かけ部などが安全でかつ開放的な空間となるよう地域住民の意見を聴きながら施設の整備を進めることや、防犯施設の設置を適切に配置することを要望する。

また、ジャンクション・インターチェンジ整備による地区内道路の交通量の増加に伴い、子どもや高齢者を含めた誰もが安全に歩行できる歩行空間の確保が困難になることを懸念する多くの意見が検討会で出されている。外環道路計画にあわせて、新たに整備される都市計画道路や付け替えされる生活道路について、バリアフリー化、街路樹の配置など快適な道路空間の整備及び自転車道の設置など、生活環境に配慮した整備を要望する。

イ 防災のまちづくり

「対応の方針」（素案）において、災害・事故時の対応など、安全・安心の方針を国が示したことについて、市は評価する。

防災のまちづくりを進めるにあたり、国及び東京都は、ジャンクションの蓋かけ部や換気所等の空間を利用し、災害に備える防災拠点・避難場所等の整備について、地域住民の意見を聴きながら検討することを要望する。

また、集中豪雨による外環施設及びその周辺への影響を回避するため、雨水貯留浸透施設や集水施設を適切に配置する等の検討を進めることを要望する。さらに、交通事故や車両火災などの災害時におけるシミュレーションを実施するなど安全の対策を十分検討することを要望する。

(5) 工事中

ア 工事中の安全性の確保及び環境負荷の低減

「対応の方針」（素案）において、中央ジャンクションに係る工事車両は、中央高速に直接乗り入れできるようにし、吉祥寺通りなどの地域の一般道路を極力利用しない計画とする方針を国が示したことについて、市は誠意ある回答として受け止めている。

工事中に生じる生活道路の分断への対応については、地元の意見を聴きながら機能を適切に確保する道路の整備を要望する。特に通学路を迂回させる場合には、防犯や交通安全施設の整備を図りつつ、安全・安心の面から支障のない通学路を確保することを要望する。

また、周囲への大きな影響のある夜間工事は、原則的に行わないものと考えているが、夜間に行う場合には、住民生活への影響を最小限にする計画となる

よう要望する。

(6) 用地・補償

ア 代替農地の確保

「対応の方針」(素案)において、外環及び周辺都市計画道路の事業実施に伴い減少する農地について、地域の農業者などの意見を聴きながら、代替農地の確保、斡旋及び情報提供並びにそれらに関する仕組みづくりの検討などを実施していく方針を国が示したことについて、市は現時点での誠意ある回答として受け止めている。

中央ジャンクション付近では、約7ヘクタールの都市農地が喪失されることから、周辺で農地を確保し、営農を続けたい農業従事者の意向に沿って代替農地を確保できるよう、具現化に向けた仕組みづくりに、早急にかつ積極的に取り組むことを要望する。

また、代替農地として確保した土地を引き続き農地として活用するためには、適切な土壤に維持管理していくことが不可欠であるので、市が市民農園として管理するなど、適切な維持管理が図れるよう、市と協議することを要望する。

イ 居住者への対応

「対応の方針」(素案)において、出来る限り関係権利者の意向に沿って用地補償に取り組むことを国が示したことについて、市は誠意ある回答として受け止めている。

外環計画により移転することとなる居住者については、住宅の移転に係る適切な補償や代替地の確保等について、所有者の意向を聴きながら誠意をもって対応することを要望する。

また、計画線外の残地についても、所有者の意向を聴き、環境施設帯として活用するなどの対応を図ることを要望する。

(7) 計画検討の進め方

ア 総合推進組織・窓口の設置

「対応の方針」(素案)において、市と連携・協力してそれぞれの個別課題に取り組む方針を国及び東京都が示したことについて、市は一定の評価をする。

しかしながら、事業がまちづくり全般に係るだけでなく長期なものとなることから、国及び東京都は、事業を進めるにあたり、横断的に関係機関と連携する組織をすみやかに設置することを要望する。

また、市民の相談を積極的に受け、必要な情報を提供し、不安や心配の解消を図ることができる外環に関する総合的な市民向けの窓口を設置することを要望する。

イ 市民と協働のまちづくりの推進

「対応の方針」（素案）において、今後は、詳細な検討の各段階で、地域の意見を聴きながら、具体的な検討を実施する方針を国が示したことについて、市は現時点での誠意ある回答として受け止めている。

今後、施設の設計や供用後の管理については、市民の創造的な参画を可能とする手法であるワークショップの導入を要望する、また、環境対策などの諸課題の検討については、学識者などの専門家を交えた勉強会等の継続的な開催を図るなどそれぞれの課題に適した、協働によるまちづくりを推進することを要望する。

また、取り組みを進めるにあたり、国及び東京都は、住民意見を真摯に受け止め、誠実に対応することを要望する。

ウ 将来交通需要予測の情報提供

先に国土交通省より公表があった将来交通需要予測により、全体交通需要が減少する方向が示されたことから、外環の必要性を疑問視する市民意見もある。このような市民意見に対しても、国において丁寧な説明を行うことを要望する。

エ 地上部街路「外環ノ2」への適切な対応

東京都は、地上部街路（外環ノ2）について、平成17年1月に3つの基本的な考え方（①現在の都市計画の区域を活用して道路と緑地を整備、②都市計画の区域を縮小して車道と歩道を整備、③代替機能を確保して都市計画を廃止）を公表している。今回、その考え方を検討するうえで、検討のプロセスや視点を明らかにし、地上部街路の必要性やあり方など、広く意見を聴きながら進めるとした方針を東京都が示したことについては、市は一定の評価をする。

引き続き外環本線を大深度地下方式とした経緯を踏まえ、住民意見及び市の意見を十分尊重し、地域の特性に合わせた適切な対応を要望する。また、この検討過程では、「外環ノ2」の計画予定地についての環境やまちづくりの課題、防災シミュレーションなど基本的なデータを示すとともに、道路事業以外に公園・遊歩道・緑道など選択肢を広げた上で、慎重に検討を進めることを要望する。

オ 不測の事態への対応

「対応の方針」（素案）において、本事業の実施により、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られる場合には、市区への迅速な情報提供を行うとともに、環境に及ぼす影響を調査し、市区など関係機関と調整し、必要な対策を検討し実施する方針を国が示したことについては、市は現時点での誠意ある回答として受け止めている。

工事着手後において、設計段階で想定できないような大きな問題が発生した

場合には、今回の回答のような対応に加え、状況によっては速やかに工事を中止し、万全の対策を施すことを要望する。

力 都市計画変更案に係る 42 項目の意見書の反映

中央ジャンクション三鷹地区検討会においても、市の意見書の実行を求める意見が多数寄せられている。今後、事業の実施段階に入ることになった場合には、「本要望書」及び「都市計画変更案に係る三鷹市の意見書」などに盛り込まれた外環による地域への影響について、より真摯に対応するとともに外環及び周辺整備に対する要望を、最大限誠意をもって実現することを求めるものである。